

市長からの要求監査（関西電力株式の保有）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 26 年 12 月 26 日に提出された市長からの要求監査について、平成 27 年 5 月 1 日に監査の結果に関する報告を決定した。

1 要求の要旨

本市は、これまで関西電力株式会社（以下「関電」という。）の株式を保有し、一定の配当も得てきた。

しかし、民間企業に対して行政が政策的関与を行う場合は、株主の立場ではなく市民の安全安心を守る責務を有する自治体の立場から関与すべきであること、株式取得当時とは社会経済状況等も大きく異なっていること、ここ数年無配が続き今後の動向も不透明であることなどを勘案すると、本市が関電株を保有する意義は薄れたと言わざるを得ない。

また、基金保有分についても「確実かつ効率的な運用」とは言い難い状況に立ち至っている。以上のことから関電株の売却手続きが進められるよう、議会で議案を提出したが否決された。

しかし、厳しい財政状況の中、より安定的な財政運営を本市は目指すべきであり、また、資産の有効活用という観点からも、株式資産の保有のあり方を、抜本的かつ速やかに見直さなければならない。

については、関電株の保有について、監査委員の意見を受けたく、合理的かつ能率的な行財政運営の観点から監査を実施されるよう、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 6 項に基づき要求する。

2 監査の結果

・監査委員の判断の要旨

(1) 関電株の保有に関する判断

本市が出資財産としての関電株保有を継続した理由については、初期の政策目的に加えて実質的に運用目的も併せ有する公有財産として取り扱っていたものと考えることが合理的である。

そうすると、一般に、監査委員は政策自体の是非について判断する職務権限を有していないとされていることから、政策目的による保有の是非について監査委員の判断の及ぶところではない。

一方、市長は、関電株を保有する意義は薄れたとの前提に基づき監査委員の立場から判断することを求めているため、運用目的の視点から関電株保有の是非を判断する。

(2) 市長が要求する監査観点からの判断

ア 基金として保有する関電株について

法の規定等からは、基金に属する現金は、歳計現金の保管の例により、最も確実かつ有利な方法での管理が求められるため、元本保証がない株式を基金において取得、保有すること自体が法の趣旨から逸脱しており、基金として関電株を保有することは妥当とは言えない。

イ 出資財産として保有する関電株について

法の規定等からは、株式保有自体を否定するものではないが、無配の状態を株式を保有し続けることは、確実かつ効率的な運用という法の趣旨に合致しない。

また、価値が変動するリスクを孕む上場株式のような資産の運用にあたり、運用指針の策定もなく「単一会社の大量の株式」という形で保有し続けることは、多額の資金の運用方法として望ましくない。

したがって、無配状態や株価の下落傾向が続けば、毀損リスク回避への対応を検討すべきである。

・意見の要旨

今回の要求監査では交通局保有の関電株は対象とされていないが、企業管理者の権限に基づき保有している関電株といえども、本市の財産である以上、同様の観点から検討されたい。